

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民参加推進課 No.001

処 分 名	地縁による団体の認可
処 分 の 概 要	地縁による団体の認可には、下記の審査基準にある第1号から第4号までの要件を満たしていなければなりません。
根拠法令等・条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項、第2項 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第18条第1項
審 査 基 準	<p>1 地方自治法第260条の2第2項各号で定める要件に適合しているか否かの基準は、以下のとおりとします。</p> <p>【第1号】 『その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。』</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことをいう。</p> <p>②「現にその活動を行っている」か否かは、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」（総会に提出した前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書等）によって判断するものとする。</p> <p>③地縁による団体の活動実績は、少なくとも1年以上であること。</p> <p>【第2号】 『その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。』</p> <p>①その区域は、地番あるいは河川、道路等で画されており、容易に識別できること。</p> <p>②その区域は、団体が相当の期間にわたり存続している現況にあること。この場合の「相当の期間」とは、当該区域において安定的に存続していると認められる期間（少なくとも1年以上）とする。</p> <p>【第3号】 『その区域内に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。』</p> <p>①その区域に住む人は、誰でも会員になりうることであり、世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・</p>

審査基準

性別・国籍等の条件をつけてはならない。

②地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られること。ただし、区域外の住民、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではない。

③「その相当数の者が現に構成員となっていること」の判定は、その区域内住民の過半数以上が構成員になっている場合は、要件を満たすものとする。

【第4号】

『規約を定めていること。』

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならないが、しかし、これは、必要的記載事項であり、これ以外の事項が記載されていても差し支えない。

①目的

活動目的は、スポーツ芸術などの特定活動だけでなく、良好な地域社会の維持、形成に役立つ地域的な共同活動を行う旨の内容が定めてあること。

②名称

他の法律で使用制限している名称を使用していないこと。

③区域

自治会活動の基盤となっている区域を、町又は字及び地番、又は住居表示により客観的に分かるように定めてあること。

④主たる事務所の所在地

主たる事務所1箇所の定めがあること。「事務所は、会長宅に置く。」と定めてもよい。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない旨を定めていること。

⑥代表者に関する事項

代表者(1名)の選出方法、任期、代表者の権限等についての定めがあること。

⑦会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等についての定めがあること。

⑧資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分等の管理方法等についての定めがあること。

審査基準

2 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請に必要な書類は、以下のとおりとします。

①認可申請書

②規約

目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項及び資産に関する事項を定めたもの

③認可を申請することを総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの

④構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所を記載した構成員名簿。法人等を賛助会員等としている場合には、その法人の名称・所在地・代表者氏名などの記載があるもの。

⑤保有資産目録又は保有予定資産目録

省令第 18 条第 2 項に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録(申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下「不動産等」という。)を保有している地縁による団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している地縁による団体にあつては保有予定資産目録)

⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会室の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書)

⑦申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表に選出する旨の議決を行った議事録の写し及び申請者が代表となることを受諾した旨を記載した承諾書で、申請者本人の署名押印があるもの

⑧裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

⑨代理人の有無を記載した書面

代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

⑩自治会の区域を表示した図面

自治会の区域及び地番が分かるように地図に赤線等で表示したもの

標準処理期間

15 日

設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	別館 3 階市民参加推進課窓口への提出 又は 郵送
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/tetsuduki/gyotei_shinsa_ho.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	<p>■地方自治法</p> <p>第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>■地方自治法施行規則</p> <p>第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類</p> <p>(3) 構成員の名簿</p> <p>(4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時には不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録</p> <p>(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類</p> <p>(6) 申請者が代表者であることを証する書類</p>